

## 仕様書（提案時）

福岡市（以下「発注者」という）は、受注事業者（以下「受注者」という）に対し、「海外展開支援プログラム事業」（以下「本事業」という）を委託する。なお、本事業の内容及び業務の範囲については、本仕様書によるものとする。

### 1 件名

海外展開支援プログラム事業業務委託

### 2 目的

福岡市内のスタートアップの海外市場での競争力を高めるため、グローバル展開に必要なマインドセットや海外展開プロセスの習得、海外展開先の投資家やビジネスパートナーとの関係性の構築などを通して、市内起業家のグローバルな起業促進と海外展開促進を図るもの。

### 3 業務内容

本事業は、アメリカへの海外展開を見据えたスタートアップ等（すでに展開しているものを含む）に対して、アメリカに拠点を有する海外アクセラレーターによる、1on1 メンタリングプログラム及び海外展開プログラムの2事業を実施する。また、本事業の開催にあたっては、参加希望者に対して本事業の説明会（30分程度※オンライン）を開催する。これらのプログラムにおいては、通訳や翻訳アプリ等を導入し、日本語で理解できるプログラムとすること。

#### (1) 1on1 メンタリングプログラム

##### ① 実施内容

福岡市内のスタートアップに対して、海外アクセラレーターによる一対一のメンタリング（1社あたり3回とし、1回あたり2時間程度（通訳時間を含む））を実施すること。

本プログラムを通して、個社の課題を分析し、課題解決のためにどのような支援を行ったか、プログラム終了後の方針・取組み等を明確化すること。

（内容）

- 1回目 スタートアップからメンターへのピッチ、メンターからのヒアリング（個社の課題の分析や投資家・連携パートナーの明確化など）
- 2回目 ピッチのブラッシュアップや個社に応じた海外展開プロセスに関する助言
- 3回目 海外展開先のパートナーや投資家等へのつなぎ、今後の取組みの確認

- ② 日程  
令和7年3月  
※具体の日時については、発注者及び参加者と協議の上、決定すること。
- ③ 場所  
オンライン
- ④ 対象者  
福岡市内のスタートアップの経営者等
- ⑤ 対象数  
最大10社
- ⑥ 事務局  
受注者は、本事業に係る事務局を設け、本事業に係る応募者や参加者、講師等への一切の連絡調整・問い合わせ対応などを全て事務局にて行うこと。また、発注者と受注者との連絡調整は、連絡窓口となる担当者1名を決定し、その者を通じて連絡調整を行うこととする。

## (2) 海外展開プログラム

- ① 実施内容  
福岡市内のスタートアップや起業志望、支援者に対して、海外アクセラレーターによるプログラムを2日間実施し、グローバル展開を見据えた起業やビジネスプロセスの習得、海外展開の加速に向けたピッチイベントやセッションイベントの開催、ビジネスマッチング等の支援を行うこと。  
また、2日目のイベント開催にあたっては、イベントの開催前に参加者・関係者がオンライン上でのチャット等を通じて、ビジネスマッチングに向けたやりとりができるプラットフォームを実装すること。  
(内容)
  - 1日目 グローバルマインドの醸成や海外展開のプロセス(特にアメリカ)の習得を目的としたプログラムの実施、ネットワーキング(プログラム受講者、スタートアップ、投資家、事業会社、支援者、プログラム講師等)の開催
  - 2日目 本事業における1on1メンタリングを受けたスタートアップを中心としたピッチイベントやセッションイベント(※)の開催、イベント時のビジネスマッチング(商談等)の支援。  
※国の研修プログラム(J-StarX)に参加した市内スタートアップ並びに主催者である経済産業省等とのセッションを想定。

- ② 日程  
令和7年3月  
※具体の日時については、発注者と協議の上、決定すること。

③ 場所

福岡市内で対面で実施できる適切な規模の会場を準備すること。

④ 対象者

福岡市内のスタートアップ、起業を予定している者（会社員や学生を含む）、福岡市内のスタートアップ支援者

⑤ 受講人数

50名程度

⑥ 事務局

3(1)⑥と同内容。

※(1)(2)ともに、その他事業目的を達成するために必要なプログラムを提案すること。

#### 4 成果品

① 報告書1部

② 「① 報告書」の電子データ一式（Windows PCで閲覧できる形式とすること）

※報告書には、プログラム全体の概要（実施内容、講師情報等）や1on1メンタリングプログラム参加者の実施内容（課題、進捗状況、今後の計画等）、海外展開プログラムの内容、イベント時のビジネスマッチングの実績（件数、成果事例）を含めて記載すること。

#### 5 履行場所

福岡市経済観光文化局創業推進部グローバルスタートアップ推進担当 外

#### 6 履行期間

契約締結の日 から 令和7年3月31日 まで

#### 7 その他

- (1) 受注者は本業務を行うにあたり、業務の円滑かつ確実な遂行ができるよう、業務遂行責任者、発注者との連絡調整担当者を定めるとともに、必要な業務遂行体制を確保すること。
- (2) 本事業における成果については、発注者に帰属する。
- (3) 本事業における成果物及び履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権は、発注者に帰属する。
- (4) 本委託により作成した印刷物について、発注者は受注者又は受注者以外の事業者へ委託し、版下の修正や再編集を行うことができる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて担当者と協議を行い定めるものとする。